

第二十八回国 参議院 商工委員会 會議録 第七号

昭和三十三年三月六日(大曜日)午前十一時五十二分開会

出席者は左の通り。

委員長 近藤 信一君
理事 青柳 秀夫君
阿部 竹松君
相馬 助治君

委員

大谷 實雄君
小幡 治和君
小滝 彬君
小西 英雄君
西川 弥平治君
高橋 進太郎君
高橋 衛君
海野 三朗君
岡 三郎君
島 清君
椿 繁夫君
大竹 平八郎君

國務大臣

石井 光次郎君
正力 松太郎君

政府委員

北海道開発 福井 順一君
政務次官 中平 榮利君
北海道開発 中平 榮利君
事務次官 吉田 萬次君
科学技術 原田 久君
科学技術 白濱 仁吉君
通商産業 松尾 泰一郎君
通商産業 松尾 泰一郎君

通商産業省 岩武 照彦君
重工業局長 川上 爲治君
中小企業庁長官 小田 橋貞寿君
事務局側 常任委員 小田 橋貞寿君
会専門員 小田 橋貞寿君

説明員

東京工業 石村 幸四郎君
試験所長 内藤 正君
電気試験所 標準器部長 内藤 正君

本日の會議に付した案件

○輸出保険法の一部を改正する法律案 (内閣提出)

○計量法の一部を改正する法律案 (内閣提出)

○北海道地下資源開発株式会社法案 (内閣送付、予備審査)

○合成ゴム製造事業特別措置法の一部を改正する法律案 (内閣送付、予備審査)

○中小企業信用保険公庫法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案 (内閣送付、予備審査)

○理化学研究所法案 (内閣送付、予備審査)

○委員長(近藤信一君) これより商工委員会を開会いたします。

本日は午前中輸出保険法の一部を改正する法律案及び計量法の一部を改正する法律案の質疑を行い、午後からの再開頭には、公報掲載の通り、北海道地下資源開発株式会社法案外三件について、それぞれ所管の大臣から提案理由の説明を聴取し、審議は後日に譲り、午前に引き継ぎ輸出保険法の一部

を改正する法律案及び計量法の一部を改正する法律案の審議を行いたいと思っておりますので、この点御了承願います。それでは計量法の一部を改正する法律案を議題に供します。御質疑のある方は、順次御発言願います。速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(近藤信一君) 速記を起して。

○海野三朗君 よろしゅうございますか。この前計量法について耐火度のことを伺ったのでありますが、はつきりした御答弁がないようでありましたから、きょうは専門の方がおいでになっているのでありますから、この耐火度についてお伺いをいたしたい。計量及び計量単位の定義という定義をするのに、耐火度というものは、何をもちいて単位としておられますか、それをまずお伺いいたしたい。

〔委員長退席、理事阿部竹松君着席〕

○小滝彬君 議事進行について。今海野先生に対して答弁をいたしたくはありますが、この前申し上げたのはいろいろのわからないものもあるから、むしろ総括的にこの前も委員に十分理解されなかつたようなものを、政府委員の方から説明をしてもらおうじゃないかというような話し合いであったように理解しております。そこで、今せっかく耐火度の話が出たからその点はおやりになるとしても、そのあとむしろ

質問に答えるというよりも、政府委員の方から重要なものをわれわれに示してもらいような方法によって、議事を進行していただきたいと思っておりますが、いかがですか。

○理事(阿部竹松君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○理事(阿部竹松君) 速記を起して下さい。

小滝委員の発言もございましたので、ただいまから海野委員の答弁に答えながら、政府の内容の重要な点について説明をしながら議事進行いたします。

○政府委員(岩武照彦君) 御質問ありがとうございました。耐火度の問題につきましては、その基準等を専門的に研究しております東京工業試験所の石村所長が見えておりますので、お許しを頂まして御説明させていただきます。それから小滝委員からお話がありました重要な計量器等の何と云いますか形状等につきましては、実は若干古うございまして、一応写真版等も用意したものがございまして、お目にかける説明したいと思います。

なお、今度追加いたします放射線関係の計量器につきまして、写真版等ございませんで、図面にいたしましたものを用意して参っておりますので、これも後刻説明させていただきますと思っております。

○理事(阿部竹松君) 速記をとめて。〔速記中止〕

○理事(阿部竹松君) 速記を起して。○説明員(石村幸四郎君) 東京工業試験所の石村でございます。ただいま耐火度の点、何を基準にするかという御質問でございますが、日本標準規格に、耐火度試験方法というのがございます。これに規定されておりますいわゆるゼーゲルを使用しましてSKの何番と云うことを基準にしております。

〔速記中止〕

○海野三朗君 SKの何番々々といいますが、温度がいろいろに変わった、熱量がいろいろに変わることによって、きめた標準のものに変化を来たすのである。私はこの耐火度という、至ってほんやりしたそのSKの何番と云うか何と云うのは、一向あてにならないものでありますから、私はこれも追及しておるのであります。あてにならないものをとって耐火度の計量の基準なんというておること、そのこと自体に私は疑問を抱いておるのであります。試験所長のあなたは、専門の立場からどういふふうにお考えになりますか。耐火度というものは温度にかけるタイムでありまして、このかけ合せた量により、耐火度が定まるのであります。そうしますと、温度が高くて、時間が短かければ耐火度のSKの何番と云うのが曲らない、また温度がずっと低くても、時間が長くさそその温度に保つておけば曲るといふのは、どこにこの基準があるの

であるか、その基準は立てようがないじゃないか、これを私は追及するので

あります。

○委員長(近藤信一君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○理事(阿部竹松君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○理事(阿部竹松君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○理事(阿部竹松君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○理事(阿部竹松君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○理事(阿部竹松君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○理事(阿部竹松君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○理事(阿部竹松君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○理事(阿部竹松君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○理事(阿部竹松君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○理事(阿部竹松君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○理事(阿部竹松君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○理事(阿部竹松君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○理事(阿部竹松君) 速記をとめて。

第九部 商工委員会會議録第七号 昭和三十三年三月六日【参議院】

ありますが、いかようにお考えになりますか。

○説明員(石村幸四郎君) お説の通りだと私は思いますが、しかし実際問題として、この耐火度といいますが、

それは、加熱する温度、それから加熱時間、それから加熱曲線の傾斜とか、あるいは、ゼーゲル錐そのものの物理的な、科学的な変化、それから炉の雰囲気の問題、そういうものによって、炉内の総合的な熱効果を判定する一つの基準でございますので、実物について、そういう一定のある基準の炉を作りまして、一定の条件でこのゼーゲル錐S区の何番というふうに規定しております。今の耐火度というふうな定義から考えますと、総合的な判定でございますので、海野先生のおっしゃることは、ごもっともだと私は思うのであります。実際問題としては、それで耐火度ををはかるということについては、一向差しつかえないと思っております。

○海野三朗君 それでありますから、この耐火度というものは温度によるのであるか、熱量によるのであるか、ただ総合的な結果として、至つてほんやりした考えでおりますこと自体が、私はこの火を取り扱う場合において、非常にそのアンピギューアスな、あてにならないものであつて、温度を基準にするのか、熱量を基準にするのか、温度と熱量というものをごつちやにしておられるように私は思ふんです。しからば、耐火度というものをここに入れてこられたその趣意というものはどこにあるのでありましょか。計量法の基準というところに持つてきておられるわけは、私はこういふふうな計量のきめ方ということ自体が、根本的に間違つておるのであるといふふうには私に思ふんですが、どうなんでしょうか。試験所長、専門の立場からお考えになつてどうなんでしょうか。

○説明員(石村幸四郎君) たとえば、耐火れんがの耐火度は何度であるか、X度であるということを決定します要素は、ただいまおっしゃいましたように、温度あるいはその時間だけでは決定されないものであります。先ほど申し上げましたように、総合的な全体の時間の、それからある条件における総合的な熱効果でございますので、それはそのある一つの計量の単位というものは非常にきめがたい、おっしゃる通りであります。ただ実際問題として、一つのゼーゲル錐を使って、この耐火れんがを製造する際の基準にすることは不可能と思ひます。理論的にきめがたいものだと思ひます。

○海野三朗君 それでありますから、私が申し上げたいと思ひますのは、温度が一定の温度であつて、それに対しての時間がどれだけであるかということになる。試験にあまりない点があるのだ、温度が一定であつても、そういうふうな見地から、この耐火度を定めるようなゼーゲル・コロンを持つてこなければならぬ、私はそういうふうには思ふんですが、どうなんでしょうか。これであなた専門の立場からごらんになつて、わが日本のこの計量器といふものに対しては、これでよろしいとあなたはお考えになつていらつしやるかどうか。私はこの点については納得がいけないし、これは改めなければならぬのじゃないか、こういうふうにお考えですが、どうなんでしょうか。

○説明員(石村幸四郎君) ただいまの御質問にお答えいたしますが、ちよつと一言申し上げますが、この耐火度試験法によりまして、千度までは加熱の速度というものは規定してありませんが、加熱速度は、千度以上においては、毎分十度上げるといふふうな規定してございます。ですからそのところには、耐火度というものは千度以上、まあ高いものでございまして、その大事なところは規定してございます。ただ、御質問の、そういうばく然たるものを、計量の単位に設定するということはどうかとおっしゃいますことは、私も同感でございます。しかし、そこで今検討中でございます。

○理事(阿部竹松君) それでは後刻質問していただくことにしまして、一応

○理事(阿部竹松君) 海野委員の質問がまだあるようですが、実はさいげん、小滝委員からの御発言もございまして、図解説明の準備ができたようです。一応各委員にお諮りいたしますが、図解説明終了後、また質問を続けたいと思ひますが、いかがでございますか。

○理事(阿部竹松君) それでは後刻質問していただくことにしまして、一応

御異議ないものと認めまして、ただいまから図解によつて、標準器部長の内藤説明員の説明を聞きます。ちよつと速記をとめて。

午前十一時九分速記中止

午前十一時四十五分速記開始

○理事(阿部竹松君) それでは速記をつけて。以上で説明が終了しましたが、時間の都合で、簡単な質問があればこれをお願いいたします。もし長時間を要するような御質問なら、後刻に譲つて、暫時休憩をいたしたいと思ひますが、御異議ございませんか。

○理事(阿部竹松君) それでは御異議ないものと認めまして、ただいまから休憩いたします。午後一時再開いたします。

午後一時四十分開会

○委員(近藤信一君) これより商工委員会を再開いたします。

午前中御了承いただきましたように、北海道地下資源開発株式会社法案以下三件について、それぞれ提案理由の説明を聴取いたします。

まず、北海道地下資源開発株式会社法案につき石井北海道開発庁長官の説明を求めます。

国内資源を最高度に開発利用して、生産の拡充と自給度の向上をはからなければならないのは言うまでもありません。とりわけ、北海道は、石炭、水銀、砂鉄、マンガン、クロム、石棉、重晶石、黒鉛等各種の鉱物資源に富んでおりますので、これが開発を促進することは、産業の振興にきわめて重要な役割を果すものでございます。

北海道の地下資源の開発を促進するためには、その調査が先行いたさねばならないのでありますが、遺憾ながら他の地域に比し非常に遅れております。地下資源の調査は、申すまでもなく、地表調査と地下調査に分けることができますが、特に地下調査のための

試錐探鉱事業が十分に行われなければ、地下資源の開発はできないのであります。しかるに、地表調査は政府においてもある程度実施しておりますが、試錐探鉱事業はほとんど行なっておりません。また、民間企業におきましても、資金その他の関係から、試錐探鉱事業はきわめて不十分な現況でございます。

北海道における地下資源開発のための試錐探鉱事業のこのような重要性にかんがみ、北海道開発審議会は、政府に対し、昨年十二月十三日試錐事業等を行つて特殊会社の設立を建議されましたが、政府におきましても、同年十二月二十七日に閣議決定をいたしました北海道総合開発第二次五カ年計画におきまして、第二次産業を飛躍的に発展せしめることに重点を置き、各種地下資源の開発を積極的に推進するための一手段として「地下資源の基本的調査及び試錐事業による探査を推進すること」を決定いたしましたので、これに基づ

き、

き、

き、

き、

き、

て北海道における探鉱事業等を行つて特殊会社を設け、地下資源の開発を積極的に促進することがこの際緊要であると考えるのであります。

以上のような理由から、探鉱等の事業を行つて、北海道地下資源開発株式会社を設立することを提案いたします。次で、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一には、本会社は、北海道における地下資源の開発を促進するため探鉱等の事業を行つて、鉱山の経営等は行わないこととなつております。

第二には、本会社は、事業の性質上、国の意思を的確に反映させるべき機関であることの裏づけとして、政府は常時会社の株式の二分の一以上を保有することとして、その特殊会社としての性格を明らかにいたしました。なお、昭和三十三年度は、産業投資特別会計からの出資二億円、民間からの出資一億円を予定いたしております。

第三には、会社の役員について、その人数を取締役については七人以内、監査役については二人以内とし、必要以上の人員増加を防止するとともに、取締役が会社外の業務に従事する場合については、所要の規定を設けました。

第四には、会社の性格にかんがみ、各種の助成措置を講ずることとし、政府所有株式の後配を行い、会社に対しては、その設立、資本の増加に際して登録税を減免するとともに、社債発行限度の特例を規定することにより、資金の確保に遺憾なきを期しました。

第五には、以上と表裏して、会社の取締役等の選任、解任の決議等役員に

関する事項については内閣総理大臣、新株の発行、事業計画の策定及び変更、重要財産及び鉱業権の譲渡、譲り受け等、社債の発行及び長期資金の借り入れ、定款の作成及び変更、利益金の処分、合併及び解散の決議等については、内閣総理大臣及び通商産業大臣の認可事項とするほか、検査等の監督を内閣総理大臣が行うこととし、右のうち必要なものについては、大蔵大臣と協議すべきこととしたのであります。

以上が、本法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ御審議の上御賛同あらんことを切望する次第であります。

○委員長(近藤信一君) それでは、次に合成ゴム製造事業特別措置法の一部を改正する法律案、及び中小企業信用保険公庫法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案について、白濱通商産業政務次官から説明を求めます。

○政府委員(白濱仁吉君) 合成ゴム製造事業特別措置法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

昨年の第二十六国会において、ゴムの供給の確保をはかるための措置といたしまして、合成ゴム製造事業特別措置法が制定されたのであります。昨年十二月には日本合成ゴム株式会社がこの法律に基く承認を受けて設立され、目下同社においては、製造技術の導入、その他工場建設の準備を着々進めているのであります。

法律施行後一年を経過したときは、日本開発銀行の出資による方式を政府の出資による方式に切りかえ、あわせてその切りかえに伴い必要な事項を法律で定めなければならぬことになっているのであります。

従つて、政府におきましては、三十三年度予算案においてこれに必要な予算措置を講じますとともに、立法措置としては、今回の改正案を提出した次第であります。

次に、この法案の要点を申し上げます。

その第一は、出資方式の変更であります。現行法の第二条を改正し、日本開発銀行の出資の方式を、政府の出資の方式に改めたこととあります。

すなわち、現行法の第二条によれば、合成ゴムの製造事業者であつて大蔵大臣および通商産業大臣の承認を受けたものには、日本開発銀行が十億円を限度として出資できることになっていのであります。しかしながら、日本開発銀行は、金融情勢の変化等から、いまだこの十億円の出資の全部を終了しておりませんので、今回の改正におきましては、経過的に三十三年度中に限り、日本開発銀行が出資できることとするのと同時に、政府は日本開発銀行の出資の完了を待つて、三十三年度中にいける限り早くその株式を譲り受けることとし、これによつて政府出資の方式に切りかえることとしていのであります。なお、今回の改正におきましては、既に出資の対象となる会社が明らかになつておりますので、法律上もこれを特定することとしたのであります。

要点的第二は、監督規定の強化であります。会社に対しては、従来から相当の監督を行なつており、これを今般も継続して参りますのは、もちろんであります。政府出資への切かえに伴い、新たに規定を設け、会社の重要な財産の譲渡、社債の募集、長期の資金の借入等については、通商産業大臣の認可を受けなければならないこととし、さらに通商産業大臣はその職員をして、会社に対し監督上必要な立ち入り検査を行わせることができることとしたのであります。

また、これらの監督規定の強化に伴い必要な罰則の整備をはかつた次第であります。これによりまして、会社の監督に関する規定については、一そう整備されたことと考へていのであります。

要点的第三といたしましては、政府は、会社の経理的基礎が確立したと認めるときは、有価証券市場の状況を考慮し、なるべくすみやかにその所有する会社の株式を処分する旨の規定を新たに設けたこととあります。日本合成ゴム株式会社は、その事業計画等から見ましても、数年後には民間企業の採算ベースに乗り得る会社でありますので、その時期には政府は、所有株式を処分するものとして、本法があくまで臨時的な措置であるという性格をここに明らかにいたしましたのであります。

以上申し上げましたのが改正の要点でございますが、これに伴い、従来の題名では、法律の内容をい、従来題名では、必ずしも十分ではないと考へられますので、題名を「日本合成ゴム株式会社に關する臨時措置に関する法律」に改めることとしたのであります。

この改正法案の提案理由並びにその

要点は、右の通りであります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同あらんことを切望いたす次第であります。

次に、中小企業信用保険公庫法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案の概要を御説明申し上げます。

政府といたしましては、中小企業に対する信用補完制度の拡充強化をはかるため、その機構の整備については、さきに中小企業信用保険公庫法案を提出いたしました。この関係法律を改正する必要があらうので、本法律案を提出することとした次第であります。

次に、そのおもな内容について御説明申し上げます。

第一は、中小企業信用保険法の一部改正であります。すなわち、中小企業信用補完制度につきましては、昨年十二月金融制度調査会から、今後における中小企業者に対する信用補完は、すべて信用保証協会の保証によらしめ、中小企業信用保険は、信用保証協会の債務保証に対する再保険の機能を営むものとして運営し、かつ、その保険の種類も包括保証保険にすることを原則とするも、ただ、これが円滑に行われるよう、信用保証協会の現状等を勘案して、必要な経過措置を考慮すべき旨の答申があらうました。そこで、今回この答申の趣旨にのっとり、中小企業信用保険法の一部を改正し、信用保証協会を相手方とする包括保証保険制度を大幅に拡大する反面、従来の融資保険、普通保証保険制度はその機能を縮小して、実情に即してはばらく存置せしめるとともに、金融機関を相手方とする保証保険は廃止するといふ措置をとることとした次第であります。

第二は、公庫の予算及び決算に関する法律の改正であります。すなわち、中小企業信用保険公庫の予算決算につきましましては、公庫の予算及び決算に関する法律に所要の改正を加え、特に、公庫の会計制度に弾力性を与え実情に即した措置を実施し得るよう、公庫が保険金等あらかじめ指定を受けた費目に予備費を使用する場合には、大蔵大臣の承認を要しないものとしたこととあります。

第三は、法人税法、所得税法等を改正して、公庫について非課税の措置をとつたこととあります。

第四は、行政機関職員定員法、中小企業庁設置法等の關係法律について、中小企業信用保険特別会計が廃止され、公庫が設置されますことに伴い、所要の改正を行つたこととあります。

以上が中小企業信用保険公庫法の施行に伴う關係法律の整理等に関する法律案の主要な内容であります。何とぞ慎重御審議の上、可決せられますよう、お願い申し上げます。

○委員長(近藤信一君) それでは、次に理化学研究所法案につき、正力科学技術庁長官から説明を聴取します。

○國務大臣(正力松太郎君) ただいま議題となりました理化学研究所法案につきましまして、提案理由を御説明いたします。

わが國産業の発展と國民生活の向上を期するためには、その根源をなすところの科学技術の飛躍的な振興をはかる必要があることは、あらためて申し上げるまでもないところであります。そのためにとるべき方策は、少くなく

いのでありますが、なかんずく、わが國における研究活動を一段と活発ならしめるとともに、その研究成果を産業界にとり入れ、その企業化を促進することは、科学技術振興上の要諦であることと考へております。周知の通り、株式会社科学研究所は、多数の優秀な技術者と研究設備を擁し、財団法人理化学研究所以来、四十年になんなんとする輝かしい歴史の伝統を持った、わが國有数の研究機関であります。また

同研究所は、物理、化学及びその応用等各研究部門の知識経験を総合結集し得るといふ意味においても、また基礎研究から、応用研究を経て、工業化試験までを、一貫して実施し得るといふ意味においても、名実ともにりつぱな総合的研究所でありまして、今日まで、幾多のすばらしい業績を上げて参つておるものであります。

同研究所は、昭和二十三年に、財団法人組織を改組し、名称も改めて、株式会社科学研究所として発足したのであります。さらに昭和二十七年には、株式会社としての収益事業のために設けた製薬部門を、科研化学株式会社として分離し、以来、研究部門のみをもつて立つところの、純然たる研究機関として、研究及びその成果の普及という業務を行なつてきたものであります。しかしながら、研究機関として、自立採算をとるといふことは、資金的基礎が脆弱なため、少からぬ困難がありましたので、昭和三十年株式会社科学研究所法が制定され、それ以降毎年相当額の國の援助が行われて、今日に至つていふものであります。

本法律案は、同研究所の名称を理化学研究所と改めるとともに、従来の株式会社の形態から、特殊法人の形態に切りかえようとするものであります。なぜ特殊法人に切りかえをする必要があるかという点につきましましては、次の二点を指摘する必要があります。

第一点は、研究機関としての性格、並びにこれに対する國の援助の強化という点から見て、特殊法人を適當とするのであります。すなわち、現在の科学研究所の法律的な根拠をなしておられますところの、株式会社科学研究所法に關する國會審議の際にも、株式会社という組織が、当研究所にとつて適當な形態であるかどうか、問題になつたのであります。今日までの経過、実情から判断しましたところ、必ずしも、株式会社組織が適當ではないという結論を得るに至つたのであります。現在のよりな株式会社の形態では、とかく画期的な発明の源泉をなす基礎的研究の実施、あるいは、わが國にとつて必要な基礎的研究から、応用研究、工業化試験への結びつけ等、營利性に合致しなからぬ事業を重視するわけにはいかぬのみならず、研究所に対する政府の今後の援助強化の面から見ましても、また、政府の方針を研究所に反映させるためにも、特殊法人の形態が望ましいと考へられるのであります。

第二点は、今般、新技術の開発という國家的事業の遂行を、同研究所に実施せしめようとしていふのであります。が、この種の事業は、一株式会社に行わしめるのを適當とは認められぬといふこととあります。新技術の開発と申しますのは、わが國独自のすぐれた研究成果であつて、企業化に伴う不安が大きいため、企業化することが困難

と認められるものを、實際的規模において行うことをいふのであります。わが國には、すぐれた研究成果が、少なからずあるといふことは、一般に認められていふところでありまして、残念ながら、この研究成果を、産業に導入できるようなところまで発展させ、開発することに、遺憾の点が多かつたのが実情であります。

このたび、國の研究機関、その他の研究機関において上げられた、主として公共的な研究成果のうち、民間企業の危険負担によつては、開発することが困難である重要な新技術を開発するとともに、その開発の成果をできるだけ広く、民間企業に活用させるという新しい事業を、同研究所に担当せしめようとしていふのであります。このようにな國家的な事業の遂行は、特殊法人の形態で行わしめることを適當とすると考へるのであります。

これを要するに、政府といたしましては、同研究所の研究機能を拡充強化すると同時に、新技術の開発の業務をこれに行わしめようとする考へでありまして、この考へ方に基いて、従来の株式会社を改組して、特殊法人にしよるとするものであります。次に、本法案の概要を御説明いたします。

第一に、同研究所の設置の目的は、総合的な試験研究の実施、新技術の効率的な開発、並びにこれらの試験研究、及び、新技術開発の成果の、わが國企業一般に対する普及の事業を行わしめることにあります。

第二に、同研究所の性格は、いわゆる特殊法人でありまして、政府は予算の範囲内において、これに出資し得るものといたしております。

第三に、同研究所の性格にかんがみ、その定款及び業務方法について認可制をとるとともに、役員すべてを内閣総理大臣の任命といたしております。

第四として、新技術の開発業務につきましましては、その円滑な運営を期するため、研究所に開発委員会を設置するとともに、開発実施計画について、認可制をとつております。

第五として、同研究所に対しては、登録税、不動産取得税を非課税とする等、税制上の助成措置をとつております。

最後に、科学研究所から理化学研究所への切りかえのための措置として、科学研究所の解散等につき商法の特例を置き、また評価審査会を設ける等の経過規定を定めております。

以上、本法案の提案理由、及びその内容に關する概要の御説明を申し上げました。何とぞ慎重御審議の上、御賛同あらんことを切望する次第であります。

○委員長(近藤信一君) 以上で提案理由の説明は終了いたしました。が、審議は後日に議ることとしたし、午前中に引き続き、輸出保険法の一部を改正する法律案に關する質疑を行います。御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○大竹平八郎君 まず第一にお伺いたしたいのであります。現在これはまだ登録制の問題がらわさに上つておりますが、貿易の商社の登録という問題は法定化しておらぬやうであります。が、大体貿易商社の数といふものはどのくらいあるものでありますか。

○政府委員(松尾泰一郎君) あつて実は資料によりまして、正確にお答えを

さしていただきますが、大体六千前後かと思ひます。

○大竹平八郎君 そのうち、大体日本の貿易の半分、もしくは六〇％は大体の総合商社によって占められておると言われておりますが、大体を感してよろしいのでありますか。

○政府委員(松尾泰一郎君) 総合商社といふと、語弊があるかもしれませんが、大体ずつと順番でとつていきまして、上から二十社程度でもちまして、大体全体の七割程度を、貿易の七割程度をやつておるといふことになつております。

○大竹平八郎君 この七〇％を二十商社で大体おやりになると、これは戦前に比較してどうでありますか。

○政府委員(松尾泰一郎君) 正確な資料がございませんので、あるいは若干誤つておるかもしれぬと思ひますが、戦前は御存じのように三井、三菱の二社でもちまして、大体三割五分から四割見当をやつておつたといふふうに記憶いたしております。

○大竹平八郎君 そすると、現状におきましては、わずか二十二、三の総合商社によって七〇％の大体貿易を扱つておる。そうすると約六千に近いものがそのうちの大体三〇％をやつておる、こゝろいふことになるのであります。これを私は本案に關しましてお尋ねをするのであります。この大体の比率の状況で、保険金というものはかけられておりますか、そうしてその場合、あるいは資料が出ておるかもしれませんが、かりに今局長がお話しの総合商社二十社といたしてもよろしいのであります。この大体七〇％に該当する二十社の総保険掛金と、それか

らあとの六千に近いものの掛金、これをちよつと概略のし説明ができればお尋ねしたいのであります。……

○政府委員(松尾泰一郎君) 今の大商社が何ぼかけておるか、中小の商社が何ぼというの、ちよつと今統計をとつておられませんのでわかりませんが、あります。大体のものを申し上げますと、この輸出形手形保険、それから輸出金融保険につきましては、おおむね中小の商社が特に多いのであります。それから普通輸出保険につきましては、大体大中小の商社に万べんなく利用されておるのではないと思ひます。それから投資保険はおおむね大商社によって利用されておる、こゝろいふような状況でございませう。

○大竹平八郎君 これは本案をそのまゝ私どもが見れば、十六保険会社から取り扱つたものを直接通産省でお取扱ひになるというふうな意味におきまして、ここに書いてあります通り、大体一〇％程度の引き下げができる、この意味におきましてこれは輸出振興に大いに貢献でき得るものと、かように考へるのであります。大体におきましてこの今まで十六保険会社を取り扱つていて、今度直接所がこれは取り扱つていふことになりまして、損害といつてはなんですが、保険会社としては大体どのくらい従来かけていたものを失うといふことになるのでございませうか。これはごく概数でございませうが、掛金です。

○政府委員(松尾泰一郎君) 大体平均いたしまして保険契約額のうちの約千七百万円程度が元受保険会社の収入減になるわけでありませう。

○大竹平八郎君 そすると、要するに端的に申し上げると、保険会社は千七百万円というものが収入減になる、こゝろいふことになるのであります。が、保険会社とすれば、金額の上から見れば、まあ大したことはないのです。別にこの法案に對しては、その方面からの反対陳情とか何かさういふことはいかがでありますか。

○政府委員(松尾泰一郎君) 今度の改正につきましては、この現在元受保険会社になつておられるところのみならず、その保険会社を監督されておられる大蔵省と十分に協議をいたしたのであります。確かに御指摘のようには、保険会社自身の經理からいいますと、若干のマイナスにはなるわけでありませうが、輸出振興の大局的な見地から見ますと、輸出振興の大局的な見地から申しますと、快諾を得ましてこゝろいふ改正を決定したような状況でございませう。

○大竹平八郎君 それで今度千七百万円というものが一応貿易商社としてはこれは負担が軽くなる、こゝろいふことであります。しかし反面において、内容の説明のときに局長から説明がございましたが、政府当局としては事務的には負担が相当加重されてくるわけでありませうが、これに對しての予算措置とか、それから人員の配置とか、さういふものは計画としてどの程度にやつておられますか。

○政府委員(松尾泰一郎君) 政府が直接をいたしますための経費の増といたしまして、約四百三十七万三千円を見込んでおります。それは今般の予算において人員の増加を若干認めてもらふことになつておるのであります。十五名の

常勤職員増加を見てもらつております。それと従来本省及び各地方通産局におる人箇とで、サービスの低下のないように十分やつていけるだらう、こゝろいふように考へておられます。

○大竹平八郎君 これは私はよくわかりませんが、大体各地方通産局で保険というものは取り扱つたのだと思ひますが、この十五名の配分というものはどういふ工合になるのですか。

○政府委員(松尾泰一郎君) この十五名ふえますものの配分でありませうが、今のところの予定としては、本省で五名、大阪通産局で四名、神戸の通商事務所で二名、名古屋の通産局に二名、それから東京の通産局で二名、こゝろいふふうなあれになつておられます。

○大竹平八郎君 これはお抜きなくおやりになると思ひますが、従来は通産省は理想としては直接取り扱つてもりていたのが、開店といつては何です。開店早々それもできないといふので、勢い保険会社に委託する、こゝろいふことになつてきておられます。しかし、やはり相手は保険会社であるから、サービスとかさういふ点において、非常によく整つておると思ひますが、今度直接取り扱つておるとおやりになることになつて、ことに多いのは、最初に局長の答弁にもおつた通り、おそらく六千近いものうちで、実際に貿易事務をやつておるものは、私どもの推察からすると、おそらく大体三千の商社がおるのではないかと申すが、これが今度保険会社でなく、直接本省なり各地方通産局に行つて、さうして今までの保険会社がやつたことをやるのであります。さういふ点についてサービス、あるいは官

僚化しないという、こゝろいふ御自信はあると思ひますが、この点を一つお尋ねしたいのであります。

○政府委員(松尾泰一郎君) このサービスの低下の問題でございませうが、われわれといたしましては、もう決してさういふことのないつもりで運用をして参りたいと思つておるのでございませうが、先日の御説明にも申し上げましたように、多数のこの貿易業者を相手とする保険ではございませうが、現在のこの普通輸出保険のうち、九四％、金額にしまして八〇％もがこの輸出組合の包括保険に実はなつておるわけにございませう。従いまして手間のかかりますのはその残余の部分がいわゆるその個別保険といふことになつておられます。件数の量からいまして、また、ここ数年本省及び各通産局でこの保険の事務を他の種類の保険の事務を取り扱つてきました。経験から見まして、この十五名程度の常勤職員を増え込んできたのであります。十分このサービスの低下しないようにやつていける、こゝろいふふうに確信をしておるわけにございませう。

○相馬助治君 関連して、今、局長からの御説明で大体わかつたのですが、直接引受になつたことは、私はまあ向上したことで、いいことだと思つておるのです。ただ、やはり心配なのは、大竹委員が指摘しているように、保険会社の場合ですと、本店があり、支店があり、出張所があり、そしてまた保険会社の事務員というものは、あらゆる職種のうちでも最もサービス精神に徹した人々で、窓口はきわめて

快きものだと思うのです。ところが、やはり今度は直接引受になると、通産省、通産局、あるいは通商事務所というのが窓口ということになると、一体どれだけのサービスができるかということになる、非常に疑問だと私は思うのですが、今の十五人という配置のことをまあ聞いたので、それで大丈夫であるというふうなお話しでございしますが、一点突っ込んでお聞きしたいと思うことは、その十五人というのは、今までの通産省の官吏の配置によつて、その窓口に当らせるという措置をとるのですか。それともまた、特殊な保険関係をやっていただけで、かなりこの種のものに熟練したものを当てる、ないしは熟練してはなかつたら、新たな指導、教育をして、その部局に置くという、こういうお考えなのですか。そしてまた、それは通商局の何課の係になってこういうことがやられるのですか、具体的に一つお聞かせ願いたいと思うのです。

○政府委員(松尾泰一郎君) 現在この輸出保険特別会計の運営をいたしておりますのは、八十名でやっております。で、今度先ほど申し上げましたように、十五名の増員を入れまして九十五名ということにまあ相なるわけでございします。で、この普通輸出保険以外の方は、大部分のものが政府の直接保険で実はやっておるものであります。従いまして、今まあ中堅の事務をやる者は、現在いるわけでありまして、若手手足になる者がふえればやっいていける。こういうふうにお考えおるのであります。そこでその十五名を、どういふふうなところから採用するかであります、まあ御存じのよう

に、この省全体としまして人員の減らされることもかなりあるわけでありまますので、人情をいたしましてまず部内の人員の配置転換でやるようなことにはなるのではないかと思つておるわけでありまます。それで間に合ふ場合には、外部から新しく採用する、こういうふうにお考えしております。

○大竹平八郎君 いま一点伺ひました、後日にまた譲りたいと思つておりますが、たしか資料も出ておると思つておりますが、まあ、普通輸出保険のうちで一番大きなものは、言うまでもなく綿糸布であるとか、鉄道車両といふのであります。昨年としまして実際に支払つたものは、この区別として、たとえば綿糸布の關係にどのくらい払つたのか。あるいは鉄道車両關係にどのくらい払つたとか、そういうデータが簡単に御説明できましたら、ちよつと二、三伺ひたい。

○政府委員(松尾泰一郎君) お尋ねの保険金の支払いでございしますが、普通輸出保険の支払保険額の総額が三十二年の四月から十二月までにおきまして千五百四十四万八千円、こういうことになっております。そのうちこの個別保険支払保険金はゼロでありまます。それから綿糸布は包括保険になっておりますが、綿糸布の支払保険金は八百十三万九千円でありまます。それから人織糸布の包括保険の支払保険額は七百三十万八千円になっております。それから鉄道車両の包括保険につきましましてはまた保険金は支払っておりません。それから機械の機械設備包括保険につきましても、また保険金の支払いといふところまでは至っておりま

せん。これは今申しましたのは、普通輸出保険だけの支払い保険金についてであります。もし、ほかの保険につきましまして……

○大竹平八郎君 いま一点伺ひたいのですが、この普通輸出といひますが、大体まあ始めてまだ七、八年で、これを断定するといふことはできないのであります。年々歳々やはり貿易額がふえていくのでありますから、ふえるのは当然なんでありまます。まあ、最近非常に問題もあるのですが、率としては、輸出高の増高に並行して、やはり保険金といふものはふえていくのは当りまます。そういう工合になっておりますか。

○政府委員(松尾泰一郎君) 輸出額の増加に伴ひまして、もちろん輸出保険の契約額がふえていることは、先般も御説明申し上げました通りであります。しかし、まあその輸出額の増加に、何といひますか、比例してといひますか、プロポーション・ネイトリーにふえていくか、まだそこはちよつと調べておりませんが、保険の性質としまして、創立当初の二、三年といふものは、割に順調でもなかつたのであります。実は昨年度あたりからは、非常にこの契約額もふえて参つております。これは最近になりまして、いろいろの海外の事件も発生するといふことで、貿易業者の皆さん方が、この保険制度といふものの価値を漸次認識をされるようになってきたのであらうと思つております。

先般も申し上げましたように、現在の規模から言ひますと、年率にいたしまして千四百億円といふことになりまますと、全貿易額の一割五分以上にはなつて

いるかと思つておりますが、今後はできるだけ宣伝もし、貿易業者にも協力して参りたいと思つておるわけでありまます。この保険といふものは、申し上げるまでもなく、業者がふえればふえるだけ、保険料といふものは引き上げられることになるわけでありまます。保険契約が少いと、どうしても危険分散ができにくいといふような情勢にもありますので、さういふお考えでおるわけでありまます。まあ、最近非常に契約額がふえて参りましたので、喜んでおるわけでありまます。今後ともできるだけその方向で進みたいといふふうにお考えしております。

○相馬助治君 一点白濱次官にお尋ねしたいのですが、今の局長の説明でもわかるように、最近金額も、件数も非常にふえておると、こういうことになれば、中小企業信用保険が公庫になつていられるように、輸出振興という角度から、この際抜本的に政策を考へて、輸出保険公庫とも言うべきようなものを作つて、その機構にかえていく段階が今まさに来つとあると、こう思つておるのですが、政府当局としては何かこういふことについて考へておられますか、どうか。また、考へておるとすれば、どんなふうにお考へておるか、その点を聞きたいと思つし、にわかには実現できないとするならば、その理由はどこにあるか、尋ねたいと思つておるのです。

○政府委員(白濱仁吉君) お答えいたします。おっしゃる通り、非常に順調に進んでいるといふふうには私も考へておるのでありますけれども、現行法で差しつかえないといふふうな段階でありますので、当分その方向で進んでい

きたいと思つておる。しかし、おっしゃる通りの問題も常々研究はいたしておるといふふうにお考へになつていただきたいと思います。

○委員長(近藤信一君) ちよつと速記をとめて……

〔速記中止〕

○委員長(近藤信一君) 速記を起して下さい。

本日はこの程度にとどめ、次回は来たる十一日午前十時より開会することにして、本日はこれにて散会いたします。

午後二時四十三分散会

三月五日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、工業用水道事業法案

工業用水道事業法案

工業用水道事業法

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 事業(第三条―第十条)

第三章 施設(第十一条―第十五条)

第四章 供給(第十六条―第二十条)

第五章 雑則(第二十一条―第二十六条)

第六章 罰則(第二十七条―第三十一条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、工業用水道事業の運営を適正かつ合理的ならしめることによつて、工業用水の豊富低廉な供給を図り、もつて工業の

健全な発達に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「工業」とは、製造業（物品の加工修理業を含む）、電気供給業及びガス供給業をいう。

2 この法律において「工業用水」とは、工業の用に供する水（水力発電の用に供するもの及び人の飲用に適する水として供給するものを除く。）をいう。

3 この法律において「工業用水道」とは、導管により工業用水を供給する施設であつて、その供給をする者の管理に属するものの総体をいう。

4 この法律において「工業用水道事業」とは、一般の需要に応じ工業用水道により工業用水を供給する事業をいう。

5 この法律において「工業用水道事業者」とは、工業用水道事業を営むことについて次条第一項の規定による届出をし、又は同条第二項の許可を受けた者をいう。

6 この法律において「工業用水道施設」とは、工業用水道事業者の工業用水道に属する施設をいう。

第二章 事業

(事業の届出及び許可)

第三条 地方公共団体は、工業用水道事業を営もうとするときは、その工業用水道施設の設置の工事の開始の日の六十日前までに、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

2 地方公共団体以外の者は、工業用水道事業を営もうとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

第四条 前条第一項の規定による届出をし、又は同条第二項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した届出書又は申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名及び住所
二 給水区域
三 給水能力
四 水源の種類及び取水地点

2 前項の届出書又は申請書には、事業計画及び工業用水道施設の工事設計を記載した書類その他通商産業省令で定める書類を添附しなければならない。

第五条 通商産業大臣は、第三条第二項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 その工業用水道事業の開始が工業における一般の需要に適合すること。
二 その工業用水道事業の計画が確実であること。
三 その工業用水道施設の工事設計が第十一條に規定する施設基準に適合していること。
四 その他その工業用水道事業の開始が工業の健全な発達のため必要であり、かつ、適切であること。

(給水能力等の変更)

第六条 地方公共団体たる工業用水道事業者は、第四条第一項第二号から第四号までの事項を変更しようとするときは、その変更に必要な工業用水道施設の変更の工事の開始の日の四十日前まで（工事を要しないときは、その変更前に）、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

2 地方公共団体以外の工業用水道事業者は、第四条第一項第二号から第四号までの事項を変更しようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

3 前条の規定は、前項の許可に準用する。

(氏名等の変更)

第七条 地方公共団体以外の工業用水道事業者は、その氏名若しくは名称又は住所に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

第八条 地方公共団体以外の工業用水道事業者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、工業用水道事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により工業用水道事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

を通商産業大臣に届け出なければならない。

2 地方公共団体以外の工業用水道事業者は、通商産業大臣の許可を受けなければ、工業用水道事業の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

3 通商産業大臣は、工業用水道事業の休止又は廃止により公共の利益が阻害されるおそれがないと認めるときは、前項の許可をしなくてもよい。

第十条 通商産業大臣は、地方公共団体以外の工業用水道事業者が正当な理由がないのに第三条第二項の許可を受けた後三年以内にその事業を開始しないときは、同項の許可を取り消すことができる。

2 通商産業大臣は、地方公共団体以外の工業用水道事業者が前条第二項の許可を受けずに引き続き六月以上その事業の全部又は一部を休止したときは、第三条第二項の許可を取り消すことができる。

3 通商産業大臣は、前二項の規定による許可の取消をしたときは、理由を記載した文書をその工業用水道事業者に送付しなければならない。

第三章 施設

(施設基準)

第十一条 工業用水道事業者の工業用水道は、原水の質及び量、地理的条件等に応じ、取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設の全部又は一部を有すべきものとし、その各施設は、次の各号の要件を備えるものではない。

一 取水施設は、必要量の原水を取り入れることができるものであること。

二 貯水施設は、濁水時においても必要量の原水を送るのに必要な貯水能力を有すること。

二 導水施設は、必要量の原水を送るためのポンプ、導水管その他の設備を有すること。

四 浄水施設は、原水の質及び量に応じ必要な浄化をするためのろちんでん池その他の設備を有すること。

五 送水施設は、必要量の水を送るためのポンプ、送水管その他の設備を有すること。

六 配水施設は、必要量の水を一定以上の圧力で連続して供給するための配水池、ポンプ、配水管その他の設備を有すること。

2 工業用水道施設の位置及び配列は、その設置及び維持管理ができれば経済的であるように定めなければならない。

3 工業用水道施設の構造及び材質は、水圧、土圧、地震力その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、漏水し、又は汚水が混入するおそれがないものでなければならない。

準に適合しないため工業用水道事業の適正かつ合理的な運営に支障を生じ、又は公共の安全を害するおそれがあると認めるときは、その届出に係る工事の開始前に限り、その工事設計を変更すべきことを指示することができる。

2 通商産業大臣は、第三条第一項又は第六条第一項の規定による届出に係る工業用水道施設の工事設計が前条に規定する施設基準に適合していると認めるときは、遅滞なく、その旨をその届出をした者に通知しなければならない。
(給水開始前の届出)

第十三条 工業用水道事業者は、工業用水道施設の設置又は変更の工事(通商産業省令で定める軽微なものを除く)をした場合において、その工事に係る工業用水道施設を使用して給水を開始しようとするときは、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(施設の維持)
第十四条 工業用水道事業者は、工業用水道施設を第十一条に規定する施設基準に適合するよう維持しなければならない。

2 通商産業大臣は、工業用水道施設が第十一条に規定する施設基準に適合しないため工業用水道事業の適正かつ合理的な運営に支障を生じ、又は公共の安全を害するおそれがあると認めるときは、工業用水道事業者に対し、工業用水道施設をその施設基準に適合するよう改善すべきことを指示することができる。

(土地の立入)
第十五条 工業用水道事業者は、工業用水道施設の設置又は変更に関する測量、実地調査又は工事のため必要があるときは、都道府県知事の許可を受けて、他人の土地に立ち入ることができる。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつたときは、土地の所有者及び占有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。

3 工業用水道事業者は、第一項の規定により他人の土地に立ち入るときは、あらかじめ、土地の占有者に通知しなければならない。

4 工業用水道事業者は、第一項の規定により他人の土地に立ち入るときは、都道府県知事の許可を受けたことを証する書面を携帯し、関係人に指示しなければならない。

5 工業用水道事業者は、第一項の規定により他人の土地に立ち入つたときは、これによつて生じた損失を補償しなければならない。

第四章 供給

(給水義務)

第十六条 工業用水道事業者は、正当な理由がなければ、何人に対しても、その給水区域における工業用水の供給を拒んではならない。ただし、給水の申込を受けた工業用水の量が次条に規定する供給規程で定める一給水先当りの給水量の最少限度に満たないときは、この限りでない。

2 工業用水道事業者は、その給水区域以外の地域において、一般の需要に応じ工業用水道により工業用水を供給してはならない。
(供給規程)

第十七条 地方公共団体たる工業用水道事業者は、一般の需要に応じ供給する工業用水の料金その他の供給条件について供給規程を定め、あらかじめ、通商産業大臣に届け出なければならない。これを變更するときは、同様とする。

2 地方公共団体以外の工業用水道事業者は、一般の需要に応じ供給する工業用水の料金その他の供給条件について供給規定を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときは、同様とする。

3 前二項の供給規程は、次の各号に適合するものでなければならない。
一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。
二 料金が定率又は定額をもつて明確に定められていること。
三 工業用水道事業者及び使用者の責任に関する事項並びに導管、水量メーターその他の設備に関する費用の負担区分及びその額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。
四 特定の者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

第十八条 通商産業大臣は、地方公共団体以外の工業用水道事業者の工業用水の料金その他供給条件が

社会的経済的事情の変動により著しく不適当となり、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、その工業用水道事業者に対し、相当の期限を定め、供給規程の變更の認可を申請すべきことを命ずることができる。

2 通商産業大臣は、前項の規定による命令をした場合において、同項の期限までに認可の申請がないときは、供給規程を變更することができる。

(水質の測定)

第十九条 工業用水道事業者は、政令で定めるところにより、その供給する工業用水の水質を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

(国の援助)

第二十条 国は、豊富低廉な工業用水の供給を図るため、工業用水道事業者の工業用水道の布設につき、必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

第五章 雑則

(自家用工業用水道の届出)

第二十一条 工業用水道事業者が設置している工業用水道以外の工業用水道であつて政令で定めるもの(以下「自家用工業用水道」といふ)を布設する者は、給水開始の後遅滞なく、次の事項を通商産業大臣に届け出なければならない。
一 氏名又は名称及び住所
二 給水先
三 給水能力
四 水源の種類及び取水地点
五 給水開始の年月日

六 通商産業省令で定める施設の概要
2 前項の規定による届出をした者は、その届出をした事項に変更があつたとき、又は給水を廃止したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(水源調査)
第二十二条 通商産業大臣は、工業用水道の水源の開発上必要な調査(河川法(明治二十九年法律第七十一号)が適用される河川又は同法が準用される水流、水面若しくは河川に係るものを除く)に努めるものとする。

(報告の徴収)
第二十三条 通商産業大臣は、工業用水の供給を確保するために必要な限度において、政令で定めるところにより、工業用水道事業者に対し、その事業に関し報告をさせることができる。

2 通商産業大臣は、工業用水の供給を確保するために必要な限度において、政令で定めるところにより、自家用工業用水道を布設している者に対し、その工業用水道による給水に関し報告をさせることができる。

(立入検査)

第二十四条 通商産業大臣は、工業用水の供給を確保するために必要な限度において、その職員に、工業用水道施設の所在の場所又は工業用水道事業者の事務所へ立ち入り、工業用水道施設、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(略)

第二十五条 通商産業大臣は、第十条第一項又は第二項の規定による処分をしようとするときは、その処分に係る者に対し、相当な期間において予告をした上、公開による聴聞を行わなければならない。
2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。
3 聴聞に際しては、その処分に係る者及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(異議の申立)
第二十六条 この法律の規定によつてした処分に対して不服のある者は、その処分があつたことを知つた日から三十日以内に、その旨を記載した書面をもつて、通商産業大臣に異議の申立をすることができ、ただし、処分の日から六十日を経過したときは、異議の申立をすることができない。

2 通商産業大臣は、前項の異議の申立があつたときは、前条の例により公開による聴聞をした後、文書をもつて決定をし、その写を異議の申立をした者に送付しなければならない。

第六章 罰則

第二十七条 第三条第二項の規定に違反して工業用水道事業を営んだ者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。
第二十八条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第六条第二項の規定に違反して第四条第一項第三号又は第四号の事項を変更した者
二 第九条第二項の規定に違反して工業用水道事業の全部又は一部を休止し、又は廃止した者
三 第十六条第一項の規定に違反して工業用水の供給を拒んだ者

第二十九条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。
一 第十六条第二項の規定に違反して工業用水を供給した者
二 地方公共団体以外の工業用水道事業者であつて、第十七条第二項の認可を受けた供給規程(第十八条第二項の規定による変更があつたときは、変更後の供給規程)によらないで一般の需要に応じ工業用水を供給した者

第三十条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。
一 第七条、第八条第二項、第十条又は第二十一条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
二 第十九条の規定による記録をせず、又は虚偽の記録をした者
三 第二十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第二十四条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第三十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前四条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。
附則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。
(経過規定)

2 この法律の施行の際現に工業用水道施設の設置の工事を行つており、又はこの法律の施行の日から五月を経過した日までに工業用水道施設の設置の工事を開始する地方公共団体に対する第三条第一項の規定の適用については、同項中「その工業用水道施設の設置の工事の開始の日」の六十日前まで」とあるのは、「この法律の施行の日から三月以内」とする。

3 この法律の施行の際現に工業用水道事業を営んでいる者は、第三条第一項の規定による届出をし、又は同条第二項の許可を受けたものとみなす。

4 前項の規定により第三条第一項の規定による届出をし、又は同条第二項の許可を受けたものとみなされた者(以下「既存工業用水道事業者」といふ)は、この法律の施行の日から三月以内に、第四条第一項各号の事項を記載した届出書

に事業の概況及び工業用水道施設の状況を記載した書類その他通商産業省令で定める書類を添附して、通商産業大臣に提出しなければならない。

5 この法律の施行の際現に第四条第一項第二号から第四号までの事項を変更するため工業用水道施設の変更の工事を行つており、又はこの法律の施行の日から五月を経過した日までに第四条第一項第二号から第四号までの事項を変更するため工業用水道施設の変更の工事を開始する地方公共団体たる工業用水道事業者に対する第六条第一項の規定の適用については、同項中「その変更に必要な工事用水道施設の設置の工事の開始の日」の四十日前まで(「工事を要しないときは、その変更前」とあるのは、「この法律の施行の日から三月以内」とする)とする。

6 地方公共団体たる既存工業用水道事業者がこの法律の施行の際現に定めている供給規程(供給規程を定めていないときは、現に定めている供給契約の条件)は、第十七条第一項の規定による届出をした供給規程とみなす。

7 地方公共団体以外の既存工業用水道事業者がこの法律の施行の際現に定めている供給規程(供給規程を定めていないときは、現に定めている供給契約の条件)は、この法律の施行の日から六月間は、第十七条第二項の認可を受けた供給規程とみなす。

8 既存工業用水道事業者は、この法律の施行の日から一月以内に、

前二項に規定する供給規程又は供給契約の条件を通商産業大臣に届け出なければならない。

9 この法律の施行の際現に自家用工業用水道を布設している者は、この法律の施行の日から三月以内に、第二十一条第一項各号の事項を通商産業大臣に届け出なければならない。

10 前項の規定による届出をした者は、第二十一条第二項の規定の適用については、同条第一項の規定による届出をしたものとみなす。
11 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。
一 地方公共団体以外の既存工業用水道事業者であつて、附則第四項の規定に違反して届出書を提出せず、又は虚偽の届出書を提出したもの
二 地方公共団体以外の既存工業用水道事業者であつて、附則第八項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたもの
三 附則第九項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

12 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。
(土地収用法の一部改正)
13 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第十八号中「水道用水供給事業」の下に、「工業用水道事業法(昭和三十三年法律第 号)による工業用水道事業」を加える。(道路法の一部改正)

14 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)の一部を次のように改正する。

第三十六条第一項中「水道法(昭和三十三年法律第百七十七号)の下に、「工業用水道事業法(昭和三十三年法律第 号)」を加え、「又は水道用水供給事業」を、「水道用水供給事業又は工業用水道事業」に改める。

三月五日本委員会に左の案件を付託された。

一、小売商業特別措置法案反対に関する請願(第八九六号)(第九三七号)

第八九六号 昭和三十三年二月二十一日受理
小売商業特別措置法案反対に関する請願

請願者 北海道釧路市春採二四
九太平洋炭礦職域生活
協同組合理事長 広部
一武

紹介議員 大矢 正君

小売商業特別措置法案は、小売業者の振興を図るといふ名のもとに、実は生活協同組合運動等に対する不当な規制を行うもので、その第三条の規定は生活の合理化をめざす生協に対して不
便な方法をとらせたり、現金による利用を禁止しようとするものである上、
小売商業総取扱高における生協の占める比重は約〇・九パーセントにすぎず、

むしろ生協の保護育成をはかるべき段階にあるに
かみ、一般消費者の自主的組織に対するこのよ
うな措置は民主的団体に
対する圧迫のあらわれとい
わなければならぬからこの
法案を撤回せられたいとの請願。

第九三七号 昭和三十三年二月二十七日受理

小売商業特別措置法案反対に関する請願(二通)

請願者 長野市県町産業会館内
長野県農民団体会議
内 米沢嘉久太外一名
紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第八九六号と同じである。